

令和7年度（2025年度）
くまもとDX推進コンソーシアム事務局運営委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度（2025年度）くまもとDX推進コンソーシアム事務局運営委託業務

2 目的

本県では、DXを推進するための羅針盤として、本県の未来像（ビジョン）とその実現に向けた方向性及び実現手段を描いた「くまもとDXランドデザイン」を令和3年度に策定した。

このランドデザインに基づき産学官でDXを推進するための連携の枠組みとして「くまもとDX推進コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を令和4年に設立し、令和6年12月末時点で、県内外から約640の企業、団体が加入している。設立以降、DXの機運醸成、理解促進、産学官連携による事例の創出を目的に、イベントやセミナーの実施、ホームページを活用した情報発信等に取り組んだ結果、民間企業等におけるDXの機運醸成、理解促進は一定程度前進している。一方で、具体的な取組みに着手している企業は半数程度に留まっており、デジタル化やDXに向けて具体的に何をすればよいかわからない、人材が不足している等の意見も多い状況である。

そうした状況を踏まえ、令和7年度は、情報発信等に加え、DXの実装に向けて、関係機関と連携を強化し、企業間のマッチング機会の創出や兼業・副業人材など外部人材の活用を促進していく。

本業務は、上記の目的を達成するため、事務局としての業務を委託するものである。

3 委託期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

4 業務内容

業務の内容は、次の項目のとおり。

(1) コンソーシアム運営管理業務

①窓口業務

コンソーシアムの窓口として、入会窓口、会員や他団体等との連絡窓口及び問合せ窓口を担うこと。
電話、メールによる対応とし、対応時間は、平日9:00～17:00とする。

②入会受付／審査

入会を申し出る者に対し、本県が示す審査基準に基づきその者が加入に適しているかの審査（反社会的勢力に関係していないかの確認を含む）を行うこと。

③会員の募集

会員の募集に取り組み、新たな会員を50企業・団体以上獲得すること。

④会員情報の管理

会員の情報を適切に管理すること。

- ・会員管理簿を作成すること。
- ・新たに入会した会員の情報を会員管理簿に追加すること。
- ・会員から、会員情報を変更・修正の依頼があった場合、会員管理簿の修正を行うこと。
- ・会員から退会の申し出があった場合、会員情報から削除すること。
- ・個人情報の流出防止を徹底すること。

(2) DX実装に向けた情報発信・調査

本県におけるDXの実装を促進するため、イベントの実施、ホームページ等を活用した情報発信等を行うこと。

① イベントの企画・運営

コンソーシアム会員・非会員を問わず、県民及び県内団体・企業をターゲットとして、DX実装に寄与するオープンイベントを企画立案し、開催すること。

開催形態は現地参集を基本とし、開催回数は1回、人数規模は現地200名程度とする。

② DXに関する情報収集・発信

コンソーシアム専用のホームページ (<https://kumamotodx.jp/>) の運用・保守を行うこと。

また、DXに関する事例やイベント・セミナー等の情報を収集し、ホームページやメルマガ等を活用して効果的に発信すること。なお、情報発信を行う際には、個人情報等の流出につながらないようにシステム上の対策を講じること。

※ 情報プラットフォーム (<https://platform.kumamotodx.jp/>) については、令和7年(2025年)3月31日をもって閉鎖予定のため、運用・保守の対象としない。

ア) コンテンツの更新

a) DX事例

県内企業・団体におけるDXの事例を収集、取材、記事作成し、ホームページを通じて紹介すること。情報発信の頻度は年6回以上とする。

b) イベント・セミナー等

県や関係機関、コンソーシアム会員団体等が開催する、DX関連イベントやセミナーについて情報収集し、遅滞なくメルマガやホームページ等を通じて情報発信すること。なお、情報発信の頻度は月1回以上とする。

イ) ホームページ運用・保守

a) 暗号化による通信

SSL通信によりデータを暗号化すること。

b) ウェブアクセシビリティ

日本産業規格「JIS X 8341-3:2016」のレベルAAに準拠すること。

c) マルチデバイス対応及び各種ブラウザ対応

パソコン、スマートフォン、タブレットから閲覧が可能であること。対応ブラウザとして、Microsoft Edge、Google Chrome、Safariは必須とする。

d) システム保守

原則、24時間/日公開すること。なお、保守時間は平日9:00~17:00(8時間)とする。

e) 障害対応

障害等が発生した場合は、可能な限り24時間以内にリカバリを行うこと。また、速やかに本県に報告すること。定期的なバックアップを行うこと。

f) セキュリティ対策

不正アクセス、ウイルス等の対応に十分配慮した環境を提供すること。また、OSの更新等、セキュリティパッチの適用作業は必要に応じて随時行うこと。

g) ログ情報の収集・報告

月に1回、閲覧数や検索状況等のログ情報を収集し、県に報告書を提出すること。

h) その他

利用者からの問合せ等に対応すること。

③ DX取組み状況等に関する調査

本県におけるDXの取組みの状況把握と、今後のコンソーシアム活動に向けた課題抽出の参考とするためのアンケート調査を行うこと。

ア) 調査対象はコンソーシアム会員及び県内事業者とし、委託者と協議の上決定すること。調査対象数は1500団体以上とし、アンケート回答率30%を目標とする。

イ) アンケートの設問は、令和6年度(2024年度)に実施した内容と同一の項目を必ず入れること。令和6年度(2024年度)の設問は委託者から受託者へ提供する。

ウ) 調査は当該年度の12月頃に実施し、同2月までに報告書を委託者に提出すること。

(3) DX相談・実装マッチング支援

県内に事業所を持つコンソーシアム会員企業であって、自社課題の解決に向けてデジタル化やDX実装を検討する企業・団体(以下「DX検討企業」という)の相談に対応するとともに、DX実装に向けたマッチング支援を実施すること。なお、DX相談・実装マッチング支援は令和7年(2025年度)4月1日から実施すること。

① DX相談・実装マッチング支援の体制構築

DX相談・実装マッチング支援を行うため、次の体制を構築すること。

ア) 支援員の配置

デジタル技術やサービスに知見を有し、DX検討企業からの相談や実装マッチング支援に対応できる人員を配置すること。

イ) DX相談・実装マッチング機能の構築

DX相談・実装マッチング支援の申し込みや関連情報の提供のため、以下の機能を遅くとも6月末までにコンソーシアムのホームページに構築すること。

a) 相談・マッチング支援の申し込み機能

DX検討企業が相談依頼できるフォーム等の機能を追加すること。

b) ソリューション企業のPR情報の掲載、検索機能

ソリューション情報や人材情報などを掲載できる機能を追加すること。また、利用者がソリューション情報をキーワードやタグで検索できる機能を追加すること。

ウ) PR情報の収集

ソリューション企業のPR情報を収集し、イ)により構築したホームページに掲載すること。

② DX相談・実装マッチング支援の実施

DX検討企業からのDX推進に係る相談に対応するとともに、DXの実装につながるようマッチング支

援を行うこと。

ア) 周知・募集

本業務によるDX相談・実装マッチング支援について、効果的な方法により県内企業へ広く周知・募集すること。

イ) 相談対応

DX検討企業の相談に対して、電話・メール等により適切に助言を行うこと。また、実装マッチング支援の希望を確認のうえ、希望があった場合はマッチング支援を行うこと。

ウ) 実装マッチング支援

DX検討企業に対してソリューション企業やデジタル人材の情報を提供し、マッチングを支援すること。なお、情報提供を行うDX検討企業が60社以上、そのうち紹介相手との連絡に至る企業が30社以上となるよう取り組むこと。

a) 課題整理

実装マッチング支援を希望するDX検討企業の課題が明確になるよう整理すること。課題整理は、必要に応じて対面やオンライン等で実施すること。

b) 情報提供

課題解決に適したソリューション企業やデジタル人材の情報を提供すること。

なお、ソリューション企業を紹介する際は、複数企業を提示するなど、特定の企業に偏らないよう留意すること。また、デジタル人材については、「熊本県プロフェッショナル人材戦略拠点」を案内すること。

c) 状況の確認

情報提供したDX検討企業に対して、紹介相手との連絡に至ったか確認を行い、月に1度、県に報告すること。

エ) 相談・支援状況の報告

月に1回、相談対応数や実装マッチング支援数等をまとめ、県に報告書を提出すること。

③ 効果検証

受託者は、DX検討企業におけるソリューションやデジタルサービスの利用状況、デジタル人材の活用状況などを把握し、本事業の効果検証を行うこと。

(4) 業界毎の展示会の開催

企業間の効果的かつ効率的なマッチングを図るため、業界毎（福祉、建設、農業など）にデジタル技術やサービスの展示会を年2回以上開催・運営すること。なお、対象とする業界は、委託者と相談のうえ決定すること。

① 規模・内容

開催規模は、1回につきソリューション企業20社程度の展示会とする。

② 展示会の企画・運営

受託者は、展示会への出展企業の募集、当日の会場設営・運営、出展企業へのアンケートを行うこと。なお、会場及び備品等の借上げに係る費用は、県が負担する。

(5) その他

① 本県が実施するデジタル化・DX関連事業に係る協力

本県が主催するデジタル化・DX関連事業に係る事業に係る周知広報等に協力すること。

② 進捗管理

本業務の円滑な運営に向けて、県と協議の上年間スケジュールを作成し、進捗管理及び課題管理を行うこと。なお、進捗管理及び課題管理の状況については、月1回定例会において報告するとともに、必要に応じて随時本県へ報告すること。

③ その他

上記(1)～(5)に付随する業務を行うこと。

5 委託業務に係る経費

上記「4 業務内容」に掲げる業務を行うために必要であり、かつ受託者が通常業務との仕分けが可能な次の経費とする。

(1) 旅費

(2) 人件費

直接従事した時間に相当する金額のみとする。また、時間外労働（残業・休日出勤等）については、事業内容から判断し必要不可欠な場合のみとする。

(3) 各種イベント等開催経費

講師への謝金・旅費、会場使用料、資料作成費、消耗品費等

(4) 広報費

コンソーシアムが主催するイベントの周知、DX相談・実装マッチング支援等に資する効果的なPRを行うための媒体を作成・利用するための経費

(5) 委託費

イベント開催補助や広報媒体等の作成など、業務の一部を委託する場合の経費

※業務の大部分の委託は認められない。

※業務の一部を委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を得ること。

(6) ホームページ運用・保守費

ホームページの運用・保守に必要な経費

(7) その他経費

本事業の実施に直接必要な経費（消耗品、謝金、会場使用料、通信運搬費、その他特に必要と認められる経費）

(8) 一般管理費

上記(1)～(8)の経費の合計額の10%以内の額

6 成果品の提出

提出する成果品は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出すること。

(1) 成果報告書（A4判）

(2) 会議議事録

- (3) DXの機運醸成の状況に係る調査報告書
- (4) その他、本事業に付随して作成・収集した資料等で委託者が必要と認める資料

7 参考資料の貸与

本業務の履行に際し、委託者は受託者に次の資料を貸与する。

- (1) 令和6年度（2024年度）末までに当コンソーシアムに参加した会員の情報が記載された資料
- (2) その他、委託者が本業務の履行に際し必要と認めるもの

8 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び条例並びに本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえ、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、委託者と十分に協議を行い、委託者の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に報告を行わなければならない。
- (4) 委託者は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力することとする。受託者は委託者から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は業務完了後速やかに委託者へ返還しなければならない。
- (5) 成果物に対する著作権法に定める権利及び所有権は、委託者から受託者に委託料が完納された時に、受託者から委託者に譲渡される。ただし、受託者が本業務の契約を締結する以前から著作権を有するものは、受託者に帰属するものとする。
- (6) 業務に関連して受託者が行った発明、考案及び意匠の創作に関する工業所有権（工業所有権を受ける権利を含む）は、委託者と受託者との間に特段の合意がない限り、受託者の所有とする。
- (7) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等を整備し、事業完了後においても5年間保存すること。
- (8) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (9) 基本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、委託者と協議して定める。
- (10) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (11) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。但し、委託者が必要と認めた場合は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。
- (12) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に引継ぎを行う必要が生じた場合には、コンソーシアム会員の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、確実に引継ぎを行うものとする。